

議案第 30 号

海老名市印鑑条例の一部改正について

海老名市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うため

海老名市印鑑条例の一部を改正する条例

海老名市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。